

国立大学法人東京工業大学
情報セキュリティポリシー

(平成 17 年 4 月)
(平成 25 年 9 月改正)
(令和 3 年 6 月改正)

目次

- 1 情報セキュリティの基本方針
- 2 情報セキュリティポリシーの目標
- 3 情報セキュリティポリシーの基本方針

1 情報セキュリティの基本方針

東京工業大学（以下、「本学」という。）は、継続的かつ安定的な教育・研究・運營業務等の実施を確保するため、世界最高水準の理工系大学の情報基盤にふさわしいセキュリティ水準を達成することを目的として、本学に係る者が取り組むべき情報セキュリティ対策の包括的規定である情報セキュリティポリシーを定める。

2 情報セキュリティポリシーの目標

情報セキュリティポリシーが対象とする利用者・臨時利用者及び対象物は以下の通りである。

【利用者等】

利用者：役職員等及び学生等で、情報資産を利用する許可を受けて利用する者をいう。

臨時利用者：役職員等及び学生等以外の者で、情報資産を臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。

【対象物】

情報システム：情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 大学により、所有され、又は管理されているもの
- (2) 契約又はその他協定に基づき、大学に提供されるもの
- (3) 大学情報ネットワークに接続する機器

情報コンテンツ：大学が管理・運用する教育、研究及び事務処理に係る全ての情報（紙媒体・電磁媒体等に記録されたもの）をいう。

情報資産：情報システム及び情報コンテンツを合わせたものをいう。

個人情報：個人を特定（あるいは識別）可能な情報とそれに付随する全てのデータ。

本学の情報セキュリティポリシーは、

1. 本学の情報資産の保全
2. 本学を起点とする学内外組織の情報資産への侵害の防止

を目的とする。

3 情報セキュリティポリシーの基本方針

3. 1 組織・体制

・最高情報セキュリティ責任者

最高情報セキュリティ責任者は、本学の情報セキュリティに関する総括的な意思決定を行い、全ての権限と責任を有する。

・部局等情報セキュリティ最高責任者

部局等情報セキュリティ最高責任者は、部局等の情報セキュリティに関する全ての権限と責任を有する。

3. 2 情報セキュリティ規則及び実施手順の策定

最高情報セキュリティ責任者は、本学が整備しなければならない体制・組織及び運用等を含めた情報セキュリティ規則を別途定める。

各部局等情報セキュリティ最高責任者は、情報セキュリティ規則を遵守するための具体的な手順、対策基準として、リスク分析等に基づく各部局等の実態に合わせた情報セキュリティ実施手順を策定する。

但し、最高情報セキュリティ責任者は、各部局と連携し本学全体のリスクを把握したうえで、定期的にまたは必要があるときは、情報セキュリティ規則および手順等を見直す。

3. 3 情報コンテンツの格付けと管理

情報コンテンツの格付けを行い、適切な管理方法を定める。

3. 4 情報システムの管理

情報システムの管理方法を定める。

3. 5 情報セキュリティ要件の明確化

以下に対して、学内外の情報資産及び利用者等の安全を確保すること。

- (1) 情報コンテンツ及び個人情報の漏洩・改ざん
- (2) 情報システムの破壊・運用妨害

3. 6 人的情報セキュリティ

利用者等は、情報セキュリティポリシーを理解し、情報セキュリティポリシーに責任を負い、積極的にその役割を果たさなければならない。

一方、本学及び学外組織の情報資産に対して脅威を与えるような行為防止に関して、本学の情報資産を利用する全ての利用者等は、情報セキュリティ規則を遵守しなければならない。

3. 7 情報セキュリティポリシー違反に対する措置

利用者等が、情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ規則等に違反した際の利用の制限及び罰則は、それぞれの規則に定めることができる。